

●香川県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月13日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字落合 2648番1地先から 高松市香川町東谷字久保田 870番5地先まで	前	8.5~17.9	53	平成27年香川県告示第 178号で変更した区域の 一部の供用開始及び仮道 の不用物件化
高松市香川町東谷字落合 506番3地先から 高松市香川町東谷字落合 1975番6地先まで		10.8~15.5	61	
高松市香川町東谷字落合 2648番1地先から 高松市香川町東谷字久保田 870番5地先まで	後	8.5~17.9	53	

- 4 供用開始の期日 令和2年10月13日